「リハビリテーションスタジオあすか」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
地域密着型　第２４７０２０４７９９号
総合事業　第２４Ａ０２０１８１４号

当事業所はご契約者に対して指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「通所介護」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業所の概要 …… 1
２．事業実施地域及び営業時間 …… 2
３．職員の配置状況 …… 2
４．当事業所が提供するサービスと利用料金 …… 2
５．緊急時等における対応方法 …… 6
６．事故発生時の対応方法 …… 6
７．虐待の防止について …… 6
８．非常災害対策 …… 6
９．苦情の受付けについて …… 7
10．サービスの第三者評価の実施状況について …… 7
付属文書 …… 8
・ 契約締結からサービス提供までの流れ
・ サービス提供における事業者の義務　・サービスの利用に関する留意事項
・ 損害賠償について　・サービス利用をやめる場合

１．事業所の概要

（１）事業所の種類　●指定通所介護事業所：平成２６年９月１日指定
●介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）：平成３０年４月１日指定更新

（２）事業所の目的　通所介護は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に通所介護を提供します。

（３）事業所の名称　リハビリテーションスタジオあすか

（４）事業所の所在地　三重県四日市市赤堀南町６－７

（５）電話・ＦＡＸ番号　電話：０５９－３２９－５５１１　ＦＡＸ：０５９－３７３－７２０１

（６）事業所長（管理者）　白石　寿美

（７）利用定員　１８名

２．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　　四日市市

（２）営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日～金曜日　但し、１２月２９日から１月３日までを除く
営 業 時 間	月曜日～金曜日　９：００～１７：００
サービス提供時間	月曜日～金曜日　１単位目　　９：１５～１２：１５ ２単位目　１３：３０～１６：３０

（３）台風ならびに災害時について

利用中に大雨暴風警報が発令された場合	利用を中止とさせていただき、ご家族と連絡が取れ次第、速やかに帰宅していただくことがあります。
地震による災害	施設の被害状況、道路状況により異なりますので、ご家族にご連絡させていただきます。

３．職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して通所介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

令和６年４月１日付

職種	員数	職務内容
１．管理者	１名	従業員及び業務管理を一元的に行う
２．生活相談員	１名以上	利用者及び家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、他事業者等との連絡調整を行う
３．介護職員	１．６名以上	利用者の支援及び介助、又排泄等介護を行う
４．機能訓練指導員　※	１名以上	日常生活に必要な機能訓練、指導を行う
５．看護職員　　※	１名以上	利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う

※訪問看護リハビリステーションあすかとの連携により、密接かつ適切な連携を図ります。

４．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（１）　利用料金が介護保険から給付される場合
（２）　利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（９割～７割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

通所介護サービス計画の作成

①利用者に係る介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。

②通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族等に対して説明し、利用者の同意を得ます。

③通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは通所介護計画書を利用者に交付します。

④それぞれの利用者について、通所介護計画書に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

基本生活介護サービス

・利用者で介護が必要な方に対して、移動や移乗、排泄、送迎時等の介助を行います。

機能訓練サービス

・機能訓練指導員等により、心身などの状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を行います。

送迎サービス

・利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

その他自立への支援

・利用者の趣味活動や自主的な活動をしていただく機会を作るよう配慮します。

・利用者及びその家族の介護等に関する相談や助言を行います。

〈１回あたりのサービス利用料金〉

下記の料金表によって、利用者の要介護度、要支援状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）※地域区分６級地（１単位=10.27 円）

■サービス利用料金（令和６年６月１日付）

【要介護】地域密着型通所介護　３時間以上４時間未満

	介護保険適用	単位	一割負担分	二割負担分	三割負担分
	要介護１	４１６単位/回	約４３０円	約８６０円	約１，２９０円
	要介護２	４７８単位/回	約４９０円	約９８０円	約１，４７０円
	要介護３	５４０単位/回	約５６０円	約１，１２０円	約１，６８０円
	要介護４	６００単位/回	約６２０円	約１，２４０円	約１，８６０円
	要介護５	６６３単位/回	約６８０円	約１，３６０円	約２，０４０円
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	７６単位/回	約８０円	約１６０円	約２４０円
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	２０単位/月	約２０円	約４０円	約６０円
	口腔機能向上加算Ⅱ	１６０単位/回	約１６０円	約３２０円	約４８０円
	科学的介護推進体制加算	４０単位/月	約４０円	約８０円	約１２０円
	サービス提供体制加算Ⅱ	１８単位	約２０円	約４０円	約６０円
	介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）	各種加算減算を加えて算定した単位数の ９．２％ に相当する単位数／月			

【要支援・事業対象者】

介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

	介護保険適用	単位	一割負担分	二割負担分	三割負担分
	要支援１（４回まで）	４３６単位/回	約４５０円	約９００円	約１，３５０円
	要支援１（５回以上）	１７９８単位/月	約１，８５０円	約３，４３５円	約５，５５０円
	要支援２（８回まで）	４４７単位/回	約４６０円	約９８０円	約１，３８０円
	要支援２（９回以上）	３６２１単位/月	約３，７２０円	約７，４４０円	約１１，１６０円
	口腔機能向上加算Ⅱ	１６０単位/月	約１６０円	約３２０円	約４８０円
	科学的介護推進体制加算	４０単位/月	約４０円	約８０円	約１２０円
	サービス提供体制加算Ⅱ （要支援１）	７２単位/月	約７０円	約１４０円	約２１０円
	サービス提供体制加算Ⅱ （要支援２）	１４４単位/月	約１５０円	約３００円	約４５０円
	介護職員等特定 処遇改善加算（Ⅰ）	各種加算減算を加えて算定した単位数の ９．２％ に相当する単位数／月			

☆　サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び通所介護等計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る通所介護等計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数と

サービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに通所介護等計画の見直しを行ないます。

☆　利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。

☆　利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①　通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎費用として下記料金をいただきます。

料金：事業実施地域を１キロメートル超える毎に３０円

②　複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。料金：１枚につき１０円

③　日常生活上必要となる諸費用実費

その他日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

料金：紙おむつ代　１５０円／枚、　尿取りパット代　５０円／枚

☆①～③について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、１か月ごとに計算し請求しますので、翌月２６日に指定の方法でお支払いください。

（４）利用の中止、変更、追加

○　利用者の都合により、通所介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日までに事業者に申し出てください。

○　利用予定時刻の１時間前までに利用中止の申し出がなかった場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定時刻の１時間前までに申し出があった場合	無料
利用予定時刻の１時間前までに申し出がなかった場合	５００円（一律）

○　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。

５．緊急時等における対応方法

（１）従事者等は、利用者がサービス提供時間に病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

（２）サービス提供時間に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じます。

６．事故発生時の対応方法

従事者等は、サービス提供時間に事故が発生した場合、家族、関係医療機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。但し、利用者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

７．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)　虐待防止に関する担当者を選定しています。

〇虐待防止に関する担当者（　管理者　白石寿美　）

(2)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)　虐待防止のための指針の整備をしています。

(4)　従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5)　サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

８．非常災害対策

(1)　事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

〇災害対策に関する担当者（　防火管理者：管理者　白石寿美　）

(2)　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3)　定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年２回　５月　11 月）

(4)　(3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます

９．苦情の受付けについて

（１）　当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○　苦情受付窓口　　〈職名〉　生活相談員　　白石　寿美

○　苦情解決責任者　　〈職名〉　事業所長　　白石　寿美

○　受付時間　　毎週　月曜日～金曜日　　９：００～１７：００

（２）　行政機関その他苦情受付機関

四日市市市役所健康福祉部　介護保険課	電話番号：０５９-３５４-８４２５
三重県医療保健部　長寿介護課	電話番号：０５９-２２４-２２６２
三重県国民健康保険団体連合会　介護保険課	電話番号：０５９-２２２-４１６５
三重県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号：０５９-２２４-８１１１

１０．サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価は行っておりません。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する通所介護計画に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

（契約書第３条参照）

① 当事業所担当者は、通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等を行います。

② 通所介護計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定いたします。

③ 通所介護計画は、居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し変更の必要のある場合には、利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更いたします。

④ 通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

（２）利用者に係る「居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合

○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
○通所介護等計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、利用料金を一旦全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画（ケアプラン）の作成

↓

○作成された居宅サービス計画、介護予防サービス支援計画に沿って、通所介護等計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②　要介護認定を受けていない場合

必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

２．サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員もしくは主治医と連携し、ご契約者から聴取・確認の上でサービスを実施します。
③利用者に提供したサービスについて記録を作成し、契約終了後２年間保管すると共に利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④利用者へのサービス提供時において、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、より良い介護サービスを提供するため、サービス担当者会議等で利用者又は家族等の情報を用いる事がある他、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
又、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由で、利用者又は家族等の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

３．サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（１）　施設・設備の使用上の注意

①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
③当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（２）　喫煙

事業所内での喫煙はできません。

（３）　送迎

①原則として、玄関の中までのお迎え、お送りといたします。身体的、環境的等の諸事情がある場合は、利用者又は家族等と話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスを提供いたします。
②送迎時間につきましては、交通事情等で、１０分以上到着が遅れる場合がございます。その

際は、事業所より電話連絡いたします。

③利用者の体調不良等を除き、準備等ができていない場合、他の利用者に迷惑をかけてしまう事も考えられ、長時間待機することはできません。利用者又は家族等のご協力をお願いいたします。

④乗車中は、安全のため全席シートベルトの着用をお願いします。

４．損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。

５．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までに利用者から契約終了の申し入れが無い場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第９条参照）

①利用者が死亡した場合
②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）。

（１）利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②利用者が入院された場合
③利用者の「居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防サービス支援計画」が変更された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等

を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②利用者によるサービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、相当期間３０日以内を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和　　年　　月　　日

通所介護等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

リハビリテーションスタジオあすか

説明者職名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で利用者及び家族等の情報を用いるほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、通所介護等の提供開始に同意しました。

利用者

住所　三重県四日市市

氏名　　印

身元保証人

住所

氏名　　印

（利用者との続柄　　）